

# 遺言公正証書

正本

■ 公証役場

公証人 ■



TEL.FAX. ■

令和5年第 [REDACTED] 号

正本

## 遺言公正証書

本公証人は、遺言者 [REDACTED] の嘱託により、  
証人 [REDACTED] 及び証人 [REDACTED] の立会いのも  
とに、遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

### 遺言の趣旨

第1条 遺言者は、次の預貯金を含む遺言者の有する  
一切の財産を、遺言者の長男・[REDACTED] ([REDACTED]  
[REDACTED]) に相続させる。

なお、預貯金については、遺言執行者において払  
戻しを受け、遺言者的一切の債務の弁済、葬儀費用  
及びこの遺言の執行に関する費用の支払いに充てた  
残金とする。

### 記

(1) [REDACTED] の預金全部

(2) [REDACTED] の預金全部

(3) その他遺言者名義の預貯金全部

第2条 遺言者は、遺言者の長男・[REDACTED] が遺言者  
の死亡以前に死亡したときは、前条記載の財産を、

[REDACTED] (本籍 [REDACTED])

に遺贈する。――――――――――――――――――

第3条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、遺  
言者の長男・[REDACTED]（長男・[REDACTED]が死亡して  
いたときは、前記[REDACTED]）を指定する。――――――

2 遺言執行者は、この遺言に基づく不動産に関する  
登記手続及び相続人の同意を要することなく、遺言  
者名義の預貯金等の金融資産の解約、払戻し、名義  
書換請求をする権限その他この遺言を執行するため  
に必要な一切の権限を有する。――――――――――――

以 上

本葉以下余白

本旨外要件

群馬県 [REDACTED]

会社役員 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

遺言者 [REDACTED]

昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生

遺言者は、印鑑登録証明書の提出により、人違いで  
ないことを証明させた。

群馬県 [REDACTED]

司法書士

証人 [REDACTED]

生

群馬県太田市浜町19番29号

事務員

証人 [REDACTED]

生

以上を遺言者及び証人に読み聞かせ、かつ、閲覧させたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者 [REDACTED]

証人 [REDACTED]

証人 [REDACTED]

この証書は、令和5年 [REDACTED]，本公証人役場において、民法第969条第1号ないし第4号に定める方式に従って作成し、同条第5号に基づき、本公証人次に署名押印する。

群馬県 [REDACTED]

前橋地方法務局所属

公証人 [REDACTED]

印

この正本は、嘱託人 [REDACTED] の請求により、令和5年 [REDACTED]，本公証人役場において、原本に基づき作成した。

群馬県 [REDACTED]

前橋地方法務局所属

公証人 [REDACTED]

